

令和2年 第4回

木古内町議会臨時会会議録

令和2年11月 9日 開会

令和2年11年 9日 閉会

木古内町議会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないように留意しておりますが、万が一、誤字、脱字等がありましたら深くお詫びいたします。

なお、重要と思われる誤りがありましたら、事務局までご一報いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

木古内町議会議長 又 地 信 也

目 次

提出された案件及び議決結果	1
第1日目（令和2年11月9日）	
議事日程	2
開会・開議の宣告	3
日程第 1 会議録署名議員の指名	3
日程第 2 会期の決定	3
日程第 3 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	3
日程第 4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	1 2
日程第 5 議案第4号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定 について	1 4
日程第 6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改 正する条例制定について	1 5
閉会の宣告	1 7
会議録署名議員の署名	1 8

令和2年11月 9日（月）第1号

- 開会日時 令和2年11月 9日（月曜日）午前10時00分
○ 閉会日時 令和2年11年 9日（月曜日）午前11時04分
-

・出席議員（10名）

1番	平野武志	6番	新井田昭男
2番	手塚昌宏	7番	相澤巧
3番	東出洋一	8番	廣瀬雅一
4番	吉田裕幸	副議長	9番 竹田努
5番	安齋彰	議長	10番 又地信也

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	鈴木慎也
副町長	羽沢裕一
総務課長	福田伸一
会計管理者	幅崎英樹
まちづくり新幹線課長	木村春樹
産業経済課長	片桐一路
教育長	野村広章
代表監査委員	柿崎重朋

・本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	加藤隆一
議事担当主査	堺泰幸

令和2年第4回木古内町議会臨時会議事日程

第1号 令和2年11月9日(月)

午前10時00分開議

日程 番号	議 件 番 号	議 件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議 案 第 1 号	令和2年度木古内町一般会計補正予算(第9号)
4	議 案 第 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
5	議 案 第 4 号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について
6	議 案 第 2 号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

令和2年第4回臨時会 提出案件及び議決結果表

議 件 番 号	議 件 名	議 決 月 日	議 決 結 果
議案第1号	令和2年度木古内町一般会計補正予算（第9号）	2. 11. 9	原案可決
議案第2号	議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について	2. 11. 9	原案可決
議案第3号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	2. 11. 9	原案可決
議案第4号	木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	2. 11. 9	原案可決

(午前10時00分 開会)

開 会 ・ 開 議 の 宣 告

○議長(又地信也君) ただいまから、令和2年第4回木古内町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名でございます。

よって、地方自治法第113条の規定による議員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程及び説明員は、別紙配付のとおりであります。説明員の中に教育長が抜けておりますので、皆さんのお手元で追加していただきたいと思っております。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

○議長(又地信也君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により議長から指名いたします。

7番 相澤 巧君、8番 廣瀬雅一君。以上、2名を指名いたします。

会 期 の 決 定

○議長(又地信也君) 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今、臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議ないものと認めます。

よって会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第9号)

○議長(又地信也君) 日程第3 議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 皆様、おはようございます。

それでは、ただいま上程となりました、議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第9号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

それでは、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、2,192万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を52億9,051万5,000円とするものです。

それでは、歳出からご説明いたします。

7ページをお開き願います。

補正の内容は、木古内エール商品券第2弾事業の関連費用の追加補正です。

本事業は、新型コロナウイルスの流行に伴う町内事業者の売上の減少及び12月以降の景気の落ち込みに対応するため、町内の全業種の取扱店で使用できる商品券を町民に配布し利用していただくことで、町内事業者の消費拡大と地域経済の活性化を図るものです。

7款・1項 商工費、2目 商工振興費、10節 需用費 11万7,000円は、商品券を郵送する封筒などの印刷製本費を追加するものです。

11節 役務費 104万1,000円は、商品券を簡易書留で郵送するための郵便料を追加するものです。

18節 負担金補助及び交付金 2,076万3,000円は、本事業の事業主体となる木古内商工会に対し、交付する補助金を追加するものです。

議案説明資料 資料番号1の1ページに、事業の詳細を記載しておりますのでご参照願います。

次に、歳入の説明をいたします。

6ページをお開き願います。

14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、1目・1節 総務費補助金 1,971万3,000円は、このたびの木古内エール商品券第2弾事業の財源となる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の追加補正です。

18款 繰入金、1項 基金繰入金、1目・1節 財政調整基金繰入金 220万8,000円は、このたびの補正に係る財源調整です。

提案理由の説明は以上です。ご審議よろしくお願いたします。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) 今回の第2弾になりますエール商品券、これについては町民サイドから見ると歓迎という言葉が出てくるのかなと。一方、生活支援のばらまきの要素にも見えるんですね。ただ、ここの趣旨・目的に記載の例えば町内事業者の売上の減少、これがもとでこのコロナ対策としての政策だとすれば、いま第三波が到来している中で、このあと減少する傾向が続けばそれで終息してくるのかなと思うんですけども、このあとのことも考えればまたぞろ町内事業者が売上が落ち込んだ、また何らかの経済支援をしてくれ、出てきた場合にどう対処するのか。またぞろ、第3弾でこのような形を取るのかどうなのか。

それと、今回の商品券発行にあたっての前回の1万円のエール商品券、その実績で縷々議会のほうにも説明がありましたけれども、それを踏まえて庁舎内でコロナ対策のプロジェクトまで立ち上げているっていう中で、経済対策として商品券の発行が一番ベターだっていうようなことで、今補正に至ったのかどうなのかっていう部分。庁舎内の議論の部分と今後、第3弾もこのまま例えば町内事業者の落ち込みが続けば第3弾も検討していますよっていうこ

となのかどうなのか、その辺含めてちょっと。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 竹田議員のお尋ねにお答えいたします。

ご質問の中で、この目的という部分でどうなんだということかと思いますが、町といたしましてまず1回目の商品券の発行事業です。まずこの結果、課題がどうだったのだろうか、そこをしっかりと分析をして今回の第2弾の制度設計をさせていただいたというのが今回の中身のその制度設計の内容であります。

飲食事業者に対しましては、一定の効果が見られたと認識しています。その他の業態で効果が高かったというものが大型店を構えるスーパー、ホームセンターに限られたものであります。第2弾の商品券の発行事業におきましては、12月から1月にかけて消費が本来であれば伸びる時期、しかし町民からするとコロナで収入が落ち込んでいるという現状、そういった部分では、経済と町民のかたへの支援策というそれぞれの側面があります。また、2月には1年間とおして一番経済が落ち込むと。これは、町内はもちろんですが観光客のお客様もなかなか訪れない時期ということで、今回は他に使える場所、そして使えるタイミングというものを第1弾と比べて第2弾を余裕を持たせたということになります。

それと、次どうするんだというようなご質問かと思えます。いまやるべきことは、ステージ4・5への備えであると認識しています。道の警戒ステージ3、ご存じのように11月の7日から11月の27日の3週間、この3週間を集中対策期間ということで設定いたしました。これは、道内の直近一週間の感染者数、きのう11月8日で732人ということで、ステージ4の目安に迫っているということで、本当に竹田議員おっしゃるとおり、長期化するからどうするんだという一方で、ステージ4がもう目の前に迫っているといった部分では、いまの町民の健康と命と経済を回しながらも次ステージ4・ステージ5を見据えた時に、後手後手にならないようにいまからしっかりと方向性を町として定めておく、そういった作業をすることが大切だと思っています。極めて重要な時期、重要なステージと認識しておりますので、町といたしましても国、そして道の動きを注視するのはもちろんですが、先ほども説明させていただきましたように後手後手とならぬよう、もういまからあらゆるパターン、あらゆる可能性を考えて動いている、動かなければならないそのような思いであります。

しかし、ゴールデンウィークの休業要請と異なるであろうと思えますのが、いわゆる振興局単位での休業要請でしたり、感染防止の活動範囲というものがより細分化されたものが北海道から出されるであろうと我々も認識しておりますので、いまは札幌中心に増えているということですが、北海道全体を見ましても渡島は若干発生者が見られるものの、全国そして北海道全体から見るとまだ緩やかなんですけれども、そういった意味ではしっかりといまから判断をしなきゃいけないと思っています。

それで、次のエール商品券の3弾・4弾に関連してくる質問かと思うんですが、もちろん今回は地方創生臨時交付金をこれを有効に活用させていただいて、1回目と2回目発行させていただきました。町としまして限られた財源ではあるんですが、この冬をまずは何とか皆さんで協力をして乗り越えなければいけないとそういった思いが今回の第2弾です。その冬をなんとか皆さんで越えたあと、それでも町民の皆さんの生活が、そして経済が厳しいという状態が続くようであれば、それは考えなきゃいけないと。町としてどういうコロナ対策をすることが必要だろうかというのをもういまから考えなきゃいけないと思っています。ただ、基本

となるのは国と北海道の動きを注視すること、それに加えて町として独自の支援策もいまからしっかりと考えておくとういったことになろうかと思えます。以上です。

いずれにいたしましても、議会の皆さんと町民の皆さんお一人お一人の力がなければ、ご協力がなければ、乗り越えられないものだと思っていますので、町議会議員の皆様におかれましても引き続き、ご協力をお願いいたします。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

○3番(東出洋一君) 3番 東出でございます。

いま竹田議員とちょっと重複するところがあるんですけども、第1弾・第2弾の地方創生臨時交付金が前回の10月29日の常任委員会で示されたんですけども、残が2,800万円くらいよりもないという中で、今回のこのエール商品券をやっちゃうと地方創生臨時交付金がなくなっちゃうわけですよ。私はそう思っているんですけども、だいたいそうですよね。

あともういくらもない400万円か500万円あるかないかなと思うんです。それで、竹田議員も踏み込んでいましたけれども、次にじゃあどうするんだということで、一番懸念するのはいまこういう形で北海道が非常に増えてきていると。そして、これから冬場に向かっていって、なおさら経済が停滞していくんであろうと。そんな中で、もし町長の先ほども答弁からいけば、国の第三次の補正がまだ示されていないわけですよ。7兆円くらいあるような新聞の書き方ですけども、ただそうなった時にいままで当町の一般財源までも取り崩すというかな、いろいろと事業ができなくて不用額として出ていますよね。まずそこまでも踏み込んでいくという覚悟なのかどうなのかなと私のように思っているんですよ。実際あれですよ、今回のこれで交付金はほぼゼロではないですけども、ほぼ枯渇ですよ。だけれども、そのあとじゃあどうするんだろうと。あとは一般財源を一時投入してやって、第三次の国の補正があればこれに越したことはないんですけども、その辺財政のほうどういう考えを持っておるのかなというふうな部分では、副町長のほうから答弁、今後に向けてどうするのかということをお聞かせ願いたいなと思えます。

○議長(又地信也君) 東出議員にお願いします。先ほど9番 竹田議員の質問の中で、理事者からの答弁が一つ抜けておりました。東出議員のいまの質問と重複する部分がたぶんあるだろうと思えますので、先に竹田議員に対しての答弁を先にさせていただきます。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 竹田議員の先ほど庁舎内でのプロジェクトチーム等での議論された上での事業実施かというお尋ねでございます。

この木古内エール商品券第2弾事業を実施するにあたりまして、担当課はもちろんプロジェクトチームのリーダーであります、まちづくり新幹線課等とプロジェクトチーム等での議論をしっかりと踏まえた中で制度設計し、事業へ設計した中で提案しているということで、ご理解いただければと思います。

次に、東出議員お尋ねの交付金、既に第1・第2の交付金、既に使い切って今後、コロナ対策の事業としてどうしていくのかというお尋ねでございます。

まずは、第3弾につきましては、12月中旬なり下旬等である程度の金額等々、または国の補助裏に使えるものということで交付されるということで、いまは想定をしておりますので、その分を回すということはなかなか難しいのかなというふうには思っております。しかしながら、このコロナ禍の状況で令和2年度当初予算に組みました事業等々で、実施できなかつ

た事業も多々あります。それらについてはいま現在集計いたしまして、当然ながらそれも不用額として計上されてきますので、年明け以降に必要な今後の町長も先ほど答弁いたしました国・道の動きをしっかりと注視した中でそれらの財源、さらには不足分については当然ながら一般財源を検討する中で、事業を進めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 9番 竹田 努君。

○9番(竹田 努君) いま答弁いただきましたけれども、前回の第1弾の結果を踏まえて庁舎内のプロジェクトチームの中で検討した結果、最善策としてこのエール商品券が発行ということになったっていうそういう答えですけれども、ただこれはここの趣旨・目的に書いているように、事業者育成っていうか事業者支援のための政策だっているように書いているんですよね。これ町長の答弁の中では、町民の健康だとか経済対策も含めての部分だっているんですけれども、この目的の中でもう少し例えばちょっと言い方悪かったんですけれども、例えば町民から受ける部分は大変私は歓迎されるっていうふうに思っています。だけれどもやはり、一般的にばらまきの支援策にとどまっているような気がする。本当にこれで商工関係の事業者がこれで助かったっていうふうになればいいんですけれども、ただ第1弾の例えば結果を踏まえれば必ずしもそうではないだろうというふうに思うんですよね。どうもその辺が第1弾の結果を踏まえて、今回第2弾のこういう支援策を打ち出したってのがあまりにも簡単っていうか、もう少しやはり経済効果含めた部分の2,000万円の例えば投資をして、例えば4,000万円の効果を上げるだとか、そういうことも検討されなかったのかなってのがどうも我々議会としてもいまのコロナ対策については、全面的に支援はしなきゃいけないってような思いです。またぞろ、たぶんこの第2弾発行後、事業者からは例えば売上が伸びない落ち込んでいるってくれば、すぐまた第3弾を同じようなことを繰り返ししなきゃならないって思うんですよね。これ以上の政策っていうか方法がないとすれば、第3弾も同じようなことで5,000円が1万円になるのかどうか別にして、そういう策しかあと考えられないと思うんですよね。ですから、庁舎内での内部の検討の中でどうだったのかということをご心配するところなんです。このあとのことを考えれば、それで私は聞いているんですけれども、今後を踏まえる中でもう少しやはり検討の余地があるのか、もうこれ以上ないんだと、このエール商品券しかないってことなのかどうかということだけちょっと確認しておきます。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 先ほど副町長から答弁あったように、1回目の課題だったりそういった実績をPTで揉んだという部分ですけれども、プラスあとやはり私としての政策、これは町民の皆さんお一人お一人、そして事業者も非常に大変な思いをされている、それが1回目のエール商品券だけである程度の効果があったと。町民のかた、そして事業者のかたからもそういった商品券あったから助かったと、そういった声を聞いております。いろいろ次の財源、今後長引いた時の財源を考えると、竹田議員のおっしゃるようなこともわかります。

ただ一つお伝えしたいのは、決してばらまきという表現の政策ではないということです。

これは、町民の健康と命と経済を回すという非常に難しい二つの側面、これを乗り越えるためには町民の皆さんお一人お一人の力がなければ乗り越えられないとこれも先ほど私説明させていただきました。ですので、今回はこの冬を何とか町民皆さんで乗り越えましょうと、

この冬で健康、そして命にコロナに脅かされる町民がいないように、そしてこの冬で事業者さんが1店舗でもなくならないようにするのが今回のエール商品券の第2弾に私の思う気持ちのところでもあります。ただし、政策というのは思いだけでは作れませんので、この2弾を発行するにあたり1回目の課題、そういったものをしっかりと分析をして、何度も何度も会議を開いて、このような形で提案させていただいたということでございますので、ご理解いただければと思っております。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 1番 平野です。

先週、懇談会の中でこの商品券の説明を受けて、内容は理解したところでありますし、しかしながら先週の話聞いたのと、またきょうの段階ではステージが上がったということもあり、状況は若干変わっているのかなど。その中で、はたしてほかの議員さんが心配されるように、この事業がベストなのかと言われれば私もわかりませんが、おっしゃるとおり事業者も町民も喜ばれるであろうということは間違いないと私は確信しております。

ただ、3月・4月・5月と大変なコロナ禍を抜けてきた中で、国や町も様々な支援策を各事業者、町民に行ってきました。そのおかげもあり、これまで何とか継続はしているんですが、現状、補助がありながらもやはり落ち込みというのは相当なものであり、その補助で何とか乗り切った中で、いままさにギリギリの状態を経営している事業者が多いんです。このあとさらに町長も心配するステージの段階アップだったり、さらなる外出の制限だったり休業要請になった時に、本当に持ちこたえられるのかという心配がある中、気になったのが前回の臨時会あるいは本会議でも私は常に言っているんですけれども、きょうも国の三次を充てにしているかのような言い回しに聞こえるんですね。東出議員が言っていましたが、何とかその中で抑えてやりなさいよというふうにも聞こえますし、その反面、副町長からは一般財源も使いながらと、か細い声ではありましたが、そのような言葉もいただきました。

もっと心配するのが町長がこの冬を何とか乗り切って、どうもこの事業だけでこの冬を乗り切るというふうにも聞き取れるんですよ。私は、先ほどから言うように、この事業はこの事業でありがたい話です。しかしながら、国のじゃあ三次補正出てくるのはいつですかって新年度ですよ。新年度までは次の事業をやりませんというふうにも聞こえるんです。

私は、このコロナ禍の中、事業者あるいは町民を守るために、いままで貯めてきた基金、あるいは一般財源をどんどん投入してでもこの困難を乗り切るという力強い発言がほしいんですよね。そこの考え方について、もう一度確認したいと思います。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 平野議員のお尋ねにお答えいたします。

お褒めのお言葉と、あとまだまだ頑張れよというエールのお言葉の質問だと思います。

基本的には、国・道の動きを注視しながらというとおりでありますが、このコロナの関係の発言の中で、国そして道のあとに独自性のあるもの、そして地方創生臨時交付金は地方のそれぞれの課題。国では、道では目が届かない部分にお金を使うというのが地方創生臨時交付金の主な趣旨・目的であるのはそのとおりだと思うんですけれども、先が見据えない中で財源です。一般財源をしっかりと適切な運用をしなければいけないという側面で、じゃあ国からの三次、地方創生臨時交付金が少なかったと、でも町民も町の事業者も大変だと。そう

いった時には、やはり町としてやるべきだと思っています。これは、最初の頃から気持ちとしては変わっていません。ただ基本的には、地方創生臨時交付金を有効に活用しながら感染防止拡大、経済を回しながら町の財政運営をしっかりとやっていくと、が基本ベースです。

ですけれども、それでも厳しいぞとなった時には、やはり町独自にしっかりと支援をしていくそういった姿勢は、4月の26日です。就任させていただいてからは基本として変わっていませんので、ですので平野議員おっしゃった質問というのは、私もずっとそういった気持ちでありますので。

○議長(又地信也君) 1番 平野武志君。

○1番(平野武志君) 対策にしっかり講じていくという町長の気持ちはわかりました。しかしながら、どうしてもやはり国の臨時交付金の中で頼っているというふう聞こえるんですよ。最後にいまおっしゃったように、交付金のなかをうまくやりくりして、結局コロナ対策で国からこれでコロナ対策に回してくださいよというだけでやっているってことになるじゃないですか、結果越し、このあとその中だけで収めると。しかも、もともと自己財源で予定していた予算措置さえも振り替えてコロナの交付金の中でやれたよというメリットもありつつ、私は最後です。コロナが本当に終息した時に、逆にこの町は町民や事業者を助けるために、基金をどれだけ崩しても町民を助けたんだってことをやるべきであると思えますし、それを現状、国と道の様子を見ながら、あるいは事業者の意見を聞きながらと言いますけれども、十分聞こえているじゃないですか。いくら補助しても足りない現状なんですよ。

そのことを踏まえて答弁はもういりませんけれども、私はこの交付金の中でやりくりするっていう考えを改めて、どんどんどんどん本当に必要な施策を投入するべきだということを申し添えて終わりたいと思います。

○議長(又地信也君) ほかに質問ございませんか。

6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 6番 新井田でございます。

いま同僚議員から様々な角度で質問、並びに町長、副町長のご答弁いただきました。

その中で、エール商品券に関しては先般、我々説明を受けて流れとすれば理解はさせていただいています。しかしながら、いま平野同僚議員からおっしゃったように、町長の答弁の中でこの先冬に向けて云々とか、4のステージに云々というような話もいただきました。

私は、ただ側面変えると見方変えますと、もちろんこういうエールのあるいはG o T o云々だとかそういう施策は施策でいいと思うんですけれども、ただ度々私は申しているんですけれども、いまのこういうステージ3とかこういう状況の中で、当然考えられる状況なわけですよ。別にいまのところ特效薬があるわけでない、行政のいわゆるテープに録ったそれこそ手を洗いましょうとか、うがいしましょうよとか、そういうそれも一つの施策だと思うんですけども、見方変えますとやはりいまの木古内町の例えば飲食諸々の部分に関しては、全く人任せですよ、行政は。私の知り得る限りでは、食堂に行ったら別に衝立あるわけがない、当然ながら食べる・飲むその時はマスクを外すわけですよ。だから、行政指導とは言わないけれども、もうちょっとやはり行政も介入をして、こういうステージ3とか4になったら、なるっていう想定の中でやはりもうちょっと動きがあってもいいのかなと思うんですよ。これじゃあなんか人任せで、ステージ4になったからごめんね、あなた方のちょっと対応がまずかったんじゃないってようなことしか私、いまの状況だとそんなふうには思

えないんですね。だから前にも言ったように、例えば保健所の関わりをどうするんだとか、定期的なそういう指導だとかってどうするんだとかっていうこともちょっと言いましたけれども、的は違うかもしれません。だけれども、そういう見方もできますよということですよ。

だから、町長の答弁なんかでもこの先言いつらい部分はあるんだろうけれども、こういう営利的な部分に支援策に関しては、第3弾とか4弾とか何とかがって考えているとかっておっしゃるんだけど、それがなんかインパクトないんだよね。いわゆる場当たりのになんかそんなふうにはか思えないんだよね。だから、そうでないのかもしれないけれども、やはりもうちょっとなんか泥棒を捕まえて縄を綱うでなくて、やはり二の矢三の矢、常に頭におかないとなんか我々に答弁されても本当に考えているんだなっていうインパクトがないんですね。この辺のやはり町民に対するそういうもうちょっと関わりを持ってもらいたい、エールの的なものでなくて。

それがまず一つと、先ほど副町長のほうからもう1点は、プロジェクトチームとのかなり関わりを持って議論したんだと。そしてこのエールにたどり着いたというようなことをおっしゃいましたけれども、何回会議を持ったんですか。その辺教えてください。

○議長(又地信也君) 町長。

○町長(鈴木慎也君) 新井田議員のお尋ねにお答えいたします。

非常に大切なことであると私自身も認識しております。ご存じのように役場としましてまずは飲食店、町内の商店を使わせていただくということで、旗を作ったりあと役場職員でみんなで出前を取ったり、そういった活動は今までやってきたことです。そして、三波の前にやらせていただいた対応させていただいたのが、産業経済課の職員と私が一緒に町内の事業者をまわり、職員は全店舗まわっていただいたんですが、ビンゴラリーのタイミングです。私も数店舗一緒にまわらせていただいて、お店の経済状況、お店の感染防止の対策、そういったものをしっかりと声を聞きながらやらせて対応させていただいたつもりです。これも新聞社さんにも取り上げられましたし、私のSNSの活動の中でもある程度の一定程度のかたが見てくれていたと思っています。だがしかし、新井田議員のおっしゃるように、しっかりと町としてやっていますよというPR、PR目的であってはならないと思っているんですけれども、しっかりといまの質問というのは本当に私も大切に思っているところで、ビンゴラリーの時も私、お約束したんです。しっかりと感染対策をする、お願いする、協力をお願いする、でも私達も一緒に事業者さんとお店に行って声を聞いて感染対策、大変ですけれどもよろしくお願ひします、これは一緒にやってきたという部分では、ちょっと新井田議員から足りないんじゃないかって言われるとどうなんでしょうか。決して100%対応できると思いますか、我々も一生懸命できることをやらなければいけないんですけれども、ですのである程度やったというふうに私は認識しています。

一つお願いしたいのが、議員の皆様におかれましても、感染防止対策をしっかりとしながら、町内を回っていただいたり、飲食店でご飯を食べていただいたり、その際に店員のかたからこういった声がありましたよですとか、例えば町内のお客様以外のお客さんもいると思うんです。そういった情報があれば担当課でもいいですし、私にでもいいですし、どんどんそういったものを教えていただきたいんです。そして、さらに感染防止に気を付けながらも木古内の経済を回すために、良い施策をどんどん発信していきたいんです。

いま新井田議員から質問がありましたように、やっていないんじゃないかという一方で、

私どもある一定程度やっているという認識はあるんですが、でもこれだけやったからよしということはないと思うんです。これは、継続してやらなきゃいけない、そのためには再三になりますが、議員の皆様にもいろんな場面で、いろんな情報、いろんな困りごとを受け取っていただいて、一緒に町民のために頑張っていきたいと思っていますので、今後とも様々な情報をありましたら教えていただければと思います。以上です。

○議長(又地信也君) ほかに。

副町長。

○副町長(羽沢裕一君) 先ほどまずは、新井田議員からのお尋ねの北海道等というお言葉がありました。感染症が拡大した際には前にも同様のご質問があったかと思いますが、渡島保健所には支援チームというものが組織されておりますので、それらのもとに市町村は指示を受けて一緒に町内で感染症拡大した際には、しっかりと対応していくというのが基本になりますので、そこはご承知ください。

それから、プロジェクトチームの開催状況ですが、全体では4・5回というふうに認識しております。担当レベルで理事者と担当課とのやり取り等を含めると8回・9回程度の開催で、この事業に取り組んできたというのが現状でございます。

また、第3弾・第4弾というお話もありましたが、現時点ではこの第2弾までやるというのがまずはベストという判断で、この事業に取り組むということで、きょうこのような形で提案をさせていただきました。

交付金ですとか一般財源の話になりますが、町長からもあったようにやるべき事業、それから今後感染症等が拡大した際に必要な事業というものは当然一般財源を使った中でもやっっていかなければなりません。ですが、その一般財源を使っていくためにもいまはそれを交付金事業とその他の財源と充てられるものは、しっかり事業を実施する中では、それらの財源を見つけられるものはあてがった中で、一般財源はいまは蓄えておくと。そして、いざという必要なことをやらなければならない事業がある場合には、当然それは一般財源を入れた中で判断していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長(又地信也君) 6番 新井田昭男君。

○6番(新井田昭男君) 町長の答弁に関しては、やっているんだというようなお話もありました。そうでしょう。それは、別に否定するものでも何もないんだけど、ただこういう状況になってくるとやはりいまはこの地区っていうのは感染者ないわけですよ、お陰様をもちまして。でもこれが一つ間違っちゃうと大変なことになるわけですよ。だから、そういう部分っていうのはやったとかやらないとかっていう以前の問題より、やはりそういう部分を想定すべきだと私は思うんですよ。想定しないと手を打てないんです。要するにこのエールだって何だって、やはり財源はどうであれなんであれ町民のために一所懸命あなた方やっているわけですよ。それは、ちゃんと理解できますよね。ただ、やはりなんかどうなんだろうかな、喜んでもらえるっていうか助けるんだっていうのはわからないわけでもないんだけど、同僚議員からもおっしゃられたように、仕組みだね。もっていく仕組み、中身。これがどうもインパクトがないように思えるんです。はたしてこれが本当に底上げになるのかっていう部分ですよ。もっともっとやはり先ほど同僚議員からも言ったように、この2,000万円が3,000万円、3,500万円っていうようなそういう効果っていうかその辺の議論をがつつり今回はちゃんと身に染みさせていただいて良い質問だったと思うんです私は、同僚議員から。

そういう見方もあるんだってことだけは、やはり今後の展開にきちんと参考にしてもらいたいですよ。やることは私は何もどうだこうだと言いませんけれども、どうやったら喜んでいただいて、尚且つ底上げできて、そして大きな成果として出るんだっていう部分をやればいいんだってというようなことじゃなくて、そうでないんだろうけれども、そういう部分まできちんと対策を練ってそういう会議内容をがつつりやってほしいですね。そうでないとなんかせっかくの使ったものがあれあれっていうことになりかねないので、ぜひ同僚議員から出たそういうアドバイスの提案的な質問に関しては、きちんと受け止めていただいて、今後活かしてもらいたいと思います。答弁はいりません。

○議長(又地信也君) ほかに。
暫時、休憩をいたします。

休憩 午前10時46分
再開 午前10時48分

○議長(又地信也君) 休憩を解き、会議を再開いたします。
ほかに質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。
これより討論を行います。
討論ございませんか。
(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。
採決を行います。
お諮りいたします。
議案第1号 令和2年度木古内町一般会計補正予算(第9号)は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第4 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長(鈴木慎也君) ただいま上程となりました、議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をさせていただきます。
このたびの条例改正につきましては、令和2年度の人事院勧告に基づき国家公務員給与法

が改正される見込みとなったことを受け、職員の給与に関する条例の一部を改正するものでございます。

改正内容は、期末手当の支給月数0.05か月分を引き下げ、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、それぞれ同じ割合に定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、議案第3号につきましてご説明を申し上げます。

議案説明資料 資料番号1をご覧ください。

3ページをお開きください。

こちらは、改正に係る新旧対照表となっております。

令和2年度の人事院勧告が本年10月7日に出されまして、今後、国家公務員に関する給与法が改正される見込みとなったことに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、先ほども町長から説明を申し上げましたとおり、期末手当を0.05か月分引き下げるという内容となっております。

改正につきましては、2条建てとしてございます。

改正条例第1条で、職員の給与に関する条例、第16条第2項中、一般職員につきましてはこのたびの引き下げについて、「12月に支給する場合においては100分の130」を「100分の125」に改め、100分の5を引き下げるというものでございます。

次に、改正条例第2条ですが、こちらは次年度以降の期末手当の配分を改めるもので、本条例第16条第2項中、「6月に支給する場合においては100分の130、12月に支給する場合においては100分の125」を6月・12月の支給において、それぞれ100分の127.5に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則の第1項ではこの条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしております。

第2項では、改正後の職員の給与に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用するとしてございます。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第4号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第5 議案第4号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 議案第4号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

木古内町長等の給与等につきましては、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受け、議会提案することとされておりますが、平成28年度開催の報酬審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.5か月から4.45か月にするものであります。

また、議案第3号と同じく、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○総務課長(福田伸一君) それでは、議案第4号についてご説明を申し上げます。

資料番号1 議案説明資料の4ページをご覧ください。

改正に係る新旧対照表となっております。

議案第4号につきましては、令和2年度の人事院勧告に基づく職員給与の減額改定により、木古内町長等の手当の改正を行うものでございます。

改正につきましては、第1条で、木古内町長等の給与等に関する条例、第4条第2項中、このたびの引き下げ分について、12月に支給する場合において、「100分の225」を「100分の220」に改め、100分の5を引き下げるというものでございます。

次に、改正条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第4条第2項中、「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220」を6月・12月の支給において、それぞれ100分の222.5に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則の第1項ではこの条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行することとしてございます。

第2項では、改正後の木古内町長等の給与等に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用することとしてございます。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとしてございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○議長(又地信也君) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) 討論なしと認め、討論を終結いたします。採決を行います。

お諮りいたします。

議案第4号 木古内町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(又地信也君) ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について

○議長(又地信也君) 日程第6 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(鈴木慎也君) 議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例につきましては、木古内町長等の給与等に関する条例と同じく、木古内町特別職職員報酬等審議会条例に基づき、報酬審議会に諮問し、その答申を受け、議会提案することとされておりますが、平成28年度開催の報酬審議会において、「人事院勧告に伴う手当の増減については、委員会の諮問事項とはしない。」との答申を受けたことにより、今年度の人事院勧告に伴い、期末手当支給月数を4.5か月から4.45か月にするものです。

また、議案第3号と同じく、次年度以降の6月と12月の期末手当の配分を改め、同じ割合に定めるものでございます。

詳細につきましては、総務課長より説明をさせますので、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長(又地信也君) 総務課長。

○**総務課長(福田伸一君)** それでは、議案第2号についてご説明を申し上げます。

資料番号1 議案説明資料の2ページをお開きください。

改正に係る新旧対照表となっております。

議案第2号につきましては、令和2年度の人事院勧告に基づく職員給与の減額改定により、議会議員の議員報酬の改正を行うものでございます。

改正につきましては、第1条で、議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例、第3条第3項中、このたびの引き下げ分について、12月に支給する場合において、「100分の225」を「100分の220」に改め、100分の5を引き下げるというものでございます。

次に、改正条例第2条ですが、こちらは次年度以降の配分を改めるもので、本条例第3条第3項中、「6月に支給する場合においては100分の225、12月に支給する場合においては100分の220」を6月・12月の支給において、それぞれ100分の222.5に改めるものでございます。

議案に戻りまして、附則の第1項ではこの条例は、公布の日から施行することとし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行するとしてございます。

第2項では、改正後の議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、令和2年4月1日から適用することとしてございます。

第3項では、前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとしてございます。

以上で、説明を終わります。よろしくご審議をお願い申し上げます。

○**議長(又地信也君)** 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 質疑がないようですので、質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決を行います。

お諮りいたします。

議案第2号 議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する支給条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○**議長(又地信也君)** ご異議なしと認め、本案については原案のとおり可決することに決定をいたしました。

閉 会 の 宣 告

○議長(又地信也君) 以上をもちまして、今、臨時会に付議されました案件は全て審議を終了いたしました。

以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ご苦労様でした。

(午前11時04分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年11月9日

木古内町議会議長 又 地 信 也

署 名 議 員 相 澤 巧

署 名 議 員 廣 瀬 雅 一